

第 10 回にいがた食の安全・安心審議会 議事録

- 1 日 時 平成24年 2 月 16 日（木）午前10時00分～11時45分
- 2 会 場 新潟県自治会館201会議室（新潟市中央区新光町 4 番地 1）
- 3 出席者 にいがた食の安全・安心審議会委員15人のうち、12人出席
- 4 内 容
 - ・開会 … 1ページ
 - ・報告 1 新潟県「夢おこし」政策プラン推進のための意識調査の結果 … 5ページ
 - ・報告 2 県民アンケートの結果について … 15ページ
 - ・議題 「にいがた食の安全・安心基本計画」の現時点の成果等について…23ページ

【事務局 福祉保健部生活衛生課 湯本副参事】

それでは、ただいまから「第 10 回にいがた食の安全・安心審議会」を開催いたします。
私、県庁内で食の安全・安心を推進するために組織された「食の安全・安心戦略会議」の事務局を務めております福祉保健部生活衛生課の湯本と申します。本日の司会を務めさせていただきます。

審議会の開会にあたり、新潟県福祉保健部長の若月からごあいさつを申し上げます。

【福祉保健部 若月部長】

みなさま、おはようございます。

福祉保健部長の若月でございます。

開会にあたりまして、私のほうから一言ごあいさつを申し上げます。

審議会の委員の皆さま方には、大変お忙しい中、本日の審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

みなさま、よくご存知かと思えますけども、今日の「にいがた食の安全・安心審議会」につきましては、県の条例に基づいて設置された審議会でございます。食の安全・安心に関する重要事項についてご審議いただくことを目的としているところでございます。

そういった中で、「にいがた食の安全・安心基本計画」がございます。

この基本計画につきましては、平成 19 年度から 24 年度までの 6 年間という計画期間の中で、あと 1 年でこの期間が切れるという状況でございます。

本日みなさま方からは、現行の基本計画の現時点における成果や課題について、私どものほうからご説明を申し上げるとともに、みなさま方からご意見をお伺いしたいと思っております。

また一方で、食の安全に関する最近の状況を振り返ってみますと、依然として、昨年3月11日以降の福島第一原発の事故以来、放射性物質に関する食の汚染というものに対する関心が非常に大きくなっていると認識しております。

昨年11月に実施しました県民アンケート調査によりますと、約75%の人が食品の安全性に不安を感じているとお答えいただいております。

そのうちの約65%の人が具体的な不安要素として、放射性物質による汚染というものを挙げております。

県といたしましては、先日、知事のほうから県の組織改正について発表させていただいております、「放射能対策課」という組織を新たに立ち上げるところでございます。

私どもといたしましても、その放射能対策課と連携をとりながら、県民の健康を守るため、今後も引き続き、さまざまな食品についての放射性物質の検査をきめ細かく実施し、また、検査結果についてはすみやかに県民のみなさま方に情報提供することに努めてまいりたいと考えている次第でございます。

委員の皆さまにおかれましては、新潟県の食の安全・安心を推進するために、今日の審議会において活発なご議論をいただきますようお願い申し上げます。

また、県に対しさまざまなご提案やご助言をいただきますようお願い申し上げまして、私からの開会のあいさつとさせていただきます。

今日はよろしくお願いたします。

【事務局 福祉保健部生活衛生課 湯本副参事】

若月部長は、このあと予定しております業務の都合上、ただいまのあいさつをもって退席させていただきます。

本日は、会議資料の2ページに記載のとおり、12人の委員からご出席いただいております。

なお、

原信ナルスロジック株式会社の 秋山（あきやま）委員、

片山食品株式会社の 片山（かたやま）委員、

新潟県農村地域生活アドバイザー連絡会の 豊岡（とよおか）委員におかれましては、残念ながら日程の都合がつかず、欠席されております。

また、会場には「にいがた食の安全・安心条例」に基づく取組を推進するため、県庁内で立ち上げました「食の安全・安心戦略会議」の構成員等も出席しております。

名簿は会議資料の3ページに掲載のとおりでございます。

続きまして、本日の審議会の成立についてご報告させていただきます。

にいがた食の安全・安心審議会規則第3条第2項の規定により、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、本日は、委員定数15人のうち、12人の委員からご出席いただいております。

従いまして、本日の審議会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、この審議会の公開についてでございますが、県条例に基づく附属機関の会議でありますので、「附属機関等の会議の公開に関する指針」に従いまして、公開とさせていただきます。

議事の進行についてであります。にいがた食の安全・安心審議会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降、村山会長に議事進行をお願いしたいと思います。

【村山会長】

おはようございます。

この審議会の会長に選出されております村山でございます。

今日もよろしくお願いたします。

今回でこの審議会は通算で10回目、今年度最後の審議会となっております。

この食の安全・安心というテーマにつきましては、先ほど県民アンケートのご紹介にありましたように、新潟県民にとっても非常に関心が高いテーマとなっております。

この食の安全・安心という重要なテーマにつきましては、新潟県におきましては、「食の安全・安心基本計画」を作って実施しているところでありますけど、24年度、来年度までの期限となっておりますので、今後のことを考えるにあたり、現在の計画について成果と課題をしっかりとめて、次の対策に活かしていきたいと思っております。

今日は非常に重要な会議と思っておりますのでよろしくお願いたします。

個人的には、ここにお集まりいただいております委員のみなさま、並びに戦略会議の各課のみなさまの取組によりまして、「安全」についての取組というのはかなり行われていると言えらると思うのですが、それが県民にとっての「安心」につながっていくところが今後の課題なのかなと、個人的には感じているところです。

ということで、今日の会議、12時までとなりますけど、どうぞ、よろしくお願いたし

ます。

それでは早速、議事に入りたいと思います。

本日は、2題の報告と1題の議題を予定しています。

はじめに、会議資料の修正について、事務局から説明をお願いします。

【事務局 福祉保健部生活衛生課 山内主任】

おはようございます。福祉保健部生活衛生課の山内と申します。

それでは、会議資料の修正について説明いたします。

委員のみなさまに事前に郵送した資料では、議題として、

「1 いがた食の安全・安心基本計画の現時点の成果等について」と、

「2 平成25年度以降の基本計画について」

という2つの議題を記載していました。

しかしながら、25年度以降の新計画をより良いものにするため、現行計画に関する評価と新しい計画に関する検討を同じ日に続けて審議するのではなく、まずは現行計画に関する審議を十分な時間をかけて行い、その結果を踏まえ、後日、新計画の審議に入るほうが良いという考えから、議題2を除いた形の修正版として先ほど配布させていただきました。

具体的な修正箇所といたしましては、2つ折りのメイン資料については、議題2というものが除かれておりますし、別冊の別添資料について、17ページ以降に議題2に関する記述があったのですが、そちらのほうを除いたという形になっております。

従いまして、本日は1つの議題、いがた食の安全・安心基本計画の現時点の成果等について、集中的にご審議いただきたいと思いますと考えております。

なお、現行計画を作るにあたって検討開始から完成までの期間が1年弱であったということも踏まえまして、新しい計画に関する検討時間にはまだ余裕があると考えております。

以上、会議資料の修正について説明させていただきました。

【村山会長】

ありがとうございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

それでは、ないようですので、続きまして、報告1 新潟県「夢おこし」政策プラン推進

のための意識調査の結果について、事務局から説明をお願いします。

【事務局 福祉保健部生活衛生課 山内主任】

それでは、新潟県「夢おこし」政策プラン推進のための意識調査の結果について説明いたします。

別添資料の1ページをご覧ください。

この「新潟県『夢おこし』政策プラン」といいますのは、災害、環境、福祉、教育、産業などといったさまざまな分野の施策を盛り込んだ新潟県の最上位の行政計画となっております。

この政策プランの中に「食の安全確保」の政策も盛り込まれておりまして、そこで掲げる指標が「にいがた食の安全・安心基本計画」の指標と共通となっております。

この指標値ですが、県が毎年実施している新潟県「夢おこし」政策プラン推進のための意識調査というアンケート調査により把握しています。

昨年12月に、平成23年度の調査結果が公表されましたので、指標値のこれまでの動向と推定される原因について、合わせて報告させていただきます。

まず「1 食の安全に関する政策指標」でございます。

指標が3つありまして、①新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内の住民の割合、こちらは基本計画の成果指標にあたります。

こちらの動向ですが、19年度に上昇し、20年度に一転減少しております。

その後は順調に増加を続け、最新の23年度では基本計画の目標である50%を上回る55.1%となっております。

次に、②新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県外、これは首都圏ですが、この住民の割合、こちらも基本計画の成果指標と共通となっております。

こちらの動向ですが、19年度に上昇し、20年度にやや減少しました。

翌21年度に再び上昇し、この時点で基本計画の目標である50%を上回りました。

そして、翌22年度は横ばいでしたが、最新の23年度では50%を少し割り込む48.3%にまで減少しました。

次に、③県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合、こちらは基本計画の34ある取組指標のうちの一つにあたります。

こちらの動向ですが、上記の2つの指標と同じく、19年度に上昇し、20年度にいったん減少するという経過をたどっています。

その後は順調に増加を続け、特に 23 年度は前年度プラス 8.6 ポイントと大幅に上昇しました。

なお、グラフの下には、この間に起きた食の安全・安心を脅かす事件として主なものを記載しました。

これらの事件との関連性については、後ほど説明したいと思います。

また、ページの一番下には、調査の対象人数、調査期間、対象者の属性、調査方法を記載しています。毎年約 1200 人前後を対象とした標本調査となっております。

こちらは次の 2 ページ、3 ページとも共通となっております。

2 ページに進む前に、挟み込まれておりました、右上に「補足説明」と書かれた 1 枚紙をご覧くださいと思います。

この意識調査における質問文がどういう書き方になっているのかという部分を参考までに添付させていただきました。

次に別添資料の 2 ページをご覧ください。

「2 食の安全に関する社会環境の評価」として、次の 4 項目について新潟県民に聞いた結果でございます。

- ① 安全で安心な新潟県産農林水産物が安定して供給されている。
- ② 安全で安心な食品を適正な価格で購入できる。
- ③ 食品には正確で分かりやすい表示がされている。
- ④ 食品に関する苦情などが気軽に相談できる。

このうち指標④だけ他と比べ低い値で推移していますが、他の 3 つの指標はだいたい同じような動向を示しています。

特徴的な動きとしては、19 年度、20 年度と 3 つの指標とも減少を続けた後、上昇に転じたということが読み取れるかと思います。

また、最新の 23 年度では 3 つの指標とも上昇し、これまでの最高値を示しています。

特に①の農林水産物の上昇幅が 9.2 ポイントと最も大きくなっています。

次に 3 ページをご覧ください。

「3 新潟県の食の安全性に対する評価」といたしまして、先ほどと同じ 4 項目について、首都圏住民に聞いた結果です。

こちらでも指標④だけ低い値で推移していますが、他の 3 つの指標はだいたい同じような動向を示しています。

特徴的な動きとしては、3 つの指標とも 22 年度までは増加傾向でしたが、23 年度に減少

に転じたことが読み取れるかと思えます。

特に①の農林水産物の減少幅が最も大きく、先ほどの新潟県民のデータでは農林水産物の上昇幅が最も大きかったことと対照的な動きでございました。

次に4ページをご覧ください。

政策指標の動向とその推定原因について、3点にまとめてみました。

1点目として、基本計画策定前の18年度と比べ、いずれの指標値も増加している点を挙げさせていただきました。

その推定原因といたしましては、「にいがた食の安全・安心条例」に基づく基本計画を定め、生産、加工、販売、消費の各段階における食の安全・安心のための施策を総合的かつ計画的に推進してきたことの効果があったのではないかと考えております。

2点目として、20年度にいずれの指標値も減少しているという点を挙げました。

その推定原因としては、平成19年から20年にかけて、食の安全・安心を脅かす大きな事件が相次ぎ、食の安全に対する不安が社会に広がったことが影響したのではないかと考えております。

このことは、先ほどの2番で「食の安全に関する社会環境の評価」の説明をしましたが、そちらの値が同様に低下していることから窺えるのではないかと思います。

ちなみに具体的な事件といたしましては、例えば、三重県の老舗和菓子屋で菓子の製造日を偽装していたという事件がございましたし、殺虫剤成分が混入した中国製冷凍餃子による食中毒事件、そしてカビの発生等により食用不適となったいわゆる事故米、こちらを食用として不正に流通させた事件などがございました。

また、首都圏に比べ県内のほうが大きく値が減少しておりますけど、こちらは事故米事件に県内の企業が関わっていたことが影響したのではないかと考えております。

次に3点目として、23年度は県内の指標値が増加した一方で、首都圏の指標値が減少しているという点を挙げさせていただきました。

その推定原因としましては、まず(1)として福島第一原発事故で放出された放射性物質により、福島県を中心とする近隣地域、こちらは新潟県も含まれますが、この地域の食品が汚染されているのではないかと不安が住民に広がったと、こういう状況がまず考えられます。

この裏付けとしましては、部長からのあいさつでもございましたように、昨年11月に食の安全に関する県民アンケート調査というものを実施しましたが、約75%の人が食品の安全性に不安を感じていると答えておりまして、そのうちの約65%の人が具体的な不安要素

として「放射性物質による汚染」を挙げていました。

この割合は、食品添加物や輸入食品などといった、他の不安要素と比べ最も多い割合でございました。

この結果は新潟県民のデータでございますが、同じ東日本に住んでいる新潟県民と首都圏住民との間で傾向にそれほど大きな違いはないのではないかと考えております。

続いて（２）ですけれど、このような状況でも県内の指標値が上昇したというのは、新潟県が原発事故直後の３月１８日から食品等の放射性物質検査を数多く実施し、その情報が県民によく伝わったことの効果があったのではないかと考えております。

なお、県からの情報発信の方法としましては、一つには報道機関に対する日々の公表、それから県ホームページへの日々の掲載、それからスーパーマーケットの店頭掲示板という事業をやっておりますけど、その掲示板や県の機関誌への掲載といった方法で情報発信を行ってまいりました。

しかし、これだけでは限界がございまして、県民への情報伝達には新潟日報さんが大きな役割を果たしているのではないかと考えています。

新潟日報さんにおかれましては、県からの日々の結果の公表を受け、放射性物質が検出されていても、されていなくても、すべての検査結果を紙面に掲載していただいております。

新潟日報の発行部数は約５０万部もございまして、一方、新潟県内の世帯数が約８７万世帯という状況を考えましても、この効果は相当大きいのではないかと考えています。

（３）といたしまして、一方で首都圏の指標値が減少したのは、新潟県による放射性物質検査の情報が、首都圏の住民には十分伝わらなかったということが影響しているのではないかと考えております。

新潟県は、他の都道府県と比べてかなり多くの検査を、しかも高精度の検査法で実施してきておりまして、その結果、新潟県民からは一定の評価を受けているという状況から、検査の情報を首都圏住民にしっかり伝えることさえできれば、安心の評価にきつとつながるのではないかと考えております。

しかしながら、首都圏では、先ほどの新潟日報の例のように、影響力の大きいマスメディアが継続的に新潟県の情報を取り上げてくれるわけにはいきませんので、情報伝達の方法が課題と考えています。

以上、新潟県「夢おこし」政策プラン推進のための意識調査の結果について説明させていただきました。

【村山会長】

ありがとうございました。

「夢おこし」政策プラン推進のための意識調査の結果について、食の安全・安心基本計画と関連付けながら説明を聞かせていただきました。

この件につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

じゃあ、初めに単純な質問なのですが、政策プランの調査なのですが、対象者のことなのですが、毎年同じような人数なのですが、まったく同じ人ですか。それとも毎年違う人ですか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課 山内主任】

お答えいたします。

こちらの調査ですが、まず県内の調査につきましては、毎年同じ人ということではなく、住民基本台帳から無作為に抽出した県内に在住する 2,000 人の方に調査票を郵送でお送りしまして、それに対し毎年だいたい 1,200 人くらいの方から郵送で回答を返していただいているという形でございます。

首都圏の調査につきましては、民間のいわゆるネットリサーチ会社に委託をいたしまして、こちらのほうも毎年同じ人ということではなくて、そのネットリサーチ会社が非常に数多くのモニターといわれる会員を抱えておりまして、私ども行政とか企業からの「こういうアンケートを取りたい」という依頼に応じて、そのネットリサーチ会社が抱えている多くの会員の中から抽出をして、メールを送り、それに対して回答をいただくという形でやっておりますので、毎年同じ人ということではございません。以上です。

【村山会長】

わかりました。

そうすると、1ページのグラフなのですが、首都圏の方々への情報発信が課題だというお話なのですが、平成 20 年から上がってきていて、平成 21、22 年は目標を超えていますよね。

その間にどういう首都圏向けの発信をされたか、あるいは上がった原因というのは何だとお考えでしょうか。

画期的な取組を行ったとか、ありますか。

【福祉保健部 北原生活衛生課長】

統計的なデータでお示しはできないのですが、一昨年度、産業労働観光部のほうで JR 等と提携いたしまして、「デスティネーションキャンペーン」(destination=目的地)という一大観光イベント、特に新潟は食が売りでございますので、食の安全というものも前面に出したうえでのキャンペーンを展開しておりました。

そういう中で PR 効果が首都圏においても浸透しているのではないかと考えております。

【村山会長】

私も東京でも見たりしまして、「あっ、がんばっているな」と。

そこに安全・安心というのはあまり印象にはなかったのですが、けっこう出ていたのですね。

ありがとうございました。

それでは、他の方からいかがでしょうか。

【長谷川委員】

2ページのところなのですが、食に関する社会環境の評価の中で、「④食品に関する苦情などが気軽に相談できる」という数字がなかなか上がらないというお話でした。

また、県内だけでなく、首都圏も同じような傾向なのですが、食品に関するさまざまな苦情を気軽に相談できるシステムはどんなふうになっているのでしょうか。

【村山会長】

はい、お願いします。

現行の体制について、窓口がどうなっているのかということですね。

【事務局 福祉保健部生活衛生課 山内主任】

例えば食品に異物が入っているとか、ちょっと表示が変なんじゃないかということを経営者の方が発見し、そういったことを行政機関に相談したいという場合ですと、相談窓口の体制といたしましては、新潟県内では県の保健所が12保健所ございます。

それから新潟市にも新潟市の保健所がありますので、県内13箇所の保健所の食品の窓口で苦情を受け付けているところでございます。

それとは別に、県の消費生活センター、それから市にもいくつか消費生活センターというところがございます。そちらは食品に限らずあらゆる消費問題に関わる苦情・相談を受け付けているところがございます。

それから、まず食品の苦情を言いたいと消費者の方が思ったときに、メーカーに直接訴え出るということが一番多いのではないかと考えております。

往々にして、メーカーに苦情を言ったのだけれども、満足な対応をしてくれないですとか、言っていることがちょっと信用できないとか、そういったことをお感じになった消費者が、「じゃあ今度は保健所にこれを訴え出たい」ということでお話を来るケースが多くございます。

それから、「食品表示110番」という制度もございまして、こちらは県と農林水産省の機関とが連携しまして、(消費者等から)「これは偽装表示なのではないか」といったような

ことを表示 110 番ということで、県でもいいですし、農林水産省の機関でもいいですけど、そちらで受付をして、それについて調査をするという体制もございます。

こういったところが相談窓口の体制となっているところです。

【長谷川委員】

ありがとうございました。

ぜひこの数値が上がるように、もうちょっと広く情報を提供していただいて、みんながよく分かるというふうになっていくと、なお良いかなと思います。

【村山会長】

ありがとうございました。はい。

【得丸委員】

それに関連してですけど、学校教育関係にはどういう取組を、相談業務に対してどういう広報活動をしてきたか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

【教育庁保健体育課 梁川課長補佐】

教育庁の保健体育課でございます。

学校教育関係、学校給食の件でおたずねかと思えますけど、・・・それとは違いますか。

【村山会長】

学校の中で、食品に対する苦情などを相談できる体制についての情報提供というのでしょうか、広報活動ですね。

保護者向けも含めてだと思えますけども、何か行ってきていますかということだと思います。

【教育庁保健体育課 梁川課長補佐】

学校における消費者教育ということでございますでしょうか。

申し訳ございません。ちょっと私どものほうではその辺、取扱っておりません。

【得丸委員】

学校に直接介入するということは非常に効果が大いと思うのですね。

子どもも家に帰って保護者に話すでしょうし、例えば高校生は即、社会人、大学生になるので。

もう少し、学校教育関係と手を組むというのはどうかなと思って、質問させていただきました。

【村山会長】

はい、お願いします。

【教育庁保健体育課 梁川課長補佐】

小学校の課程で、低学年の「生活科」、あるいは上の学年では「社会科・家庭科」となっておりますが、各種いろんな食品の作られ方ですとか、表示の見方など、いわゆる消費者教育の基礎的な部分については、主に社会科・家庭科のほうで学ぶという形になっております。

既にそれにつきましては、教科書等でも記載がございます。

【村山会長】

今後の課題になってくるかと思うのですが、例えばそういったときに使える副教材みたいなものを、新潟県のこの食の安全・安心計画に基づいた簡単な子ども向けのものを作って使うとか。

今後の展開になりますけども、そういった面でも考えられたら良いのではないかなと思います。今後の検討課題としていただければと思います。

他に…、はい、お願いします。

【高内委員】

これは根本的なことだと思うのですが、「安全で安心な新潟県産農林水産物が安定して供給されている」という表記になっているのですが、元々はこちら（にいがた食の安全・安心基本計画）でも若干触れてありますけど、「安全」というのは客観的な部分ですよね。定められた基準に対して、それを満たしているかどうかということで、こちらのほうはあくまでも事実だと思うのです。

次に「安心な」とあるのですが、文法的には「安心できる」と思うのですが、「安心な」という部分は、アンケートに答える人の主観の部分だと思うのです。

これが一つの質問項目の中に一緒になっていることに対して、もし私が首都圏住民としてこのアンケートを受ける立場になりましたら、非常に考えてしまうと思うのですね。

通常であれば、安全なものが安定して供給されていれば、それはだいたいにおいてイコール安心につながると思うのですが、完全にイコールになるとは限らないと思うのですね。

この辺りについて、質問の仕方をもう少し細かめにすることによって、もしかしたらこのアンケートの指標を上げていくことができるかも知れないという気がいたします。

それから、②につきましても、答える側から考えたときに「安全で安心な食品を適正な価格で購入できる」という文言よりは、「安全な食品を安心して適正な価格で購入できてい

ますか」というほうが正確ではないかと思うのです。

小さなことなのですが、やはり本来「安全」と「安心」というのは、今申し上げたような問題があると思うので、もしまた来年以降も年1回の調査ということでしたら、きめ細かな対応を、例えば①につきましては、今申し上げたような2段構えのような方式をとられるとか、この部分については、何らかもう少し細かく配慮していただくと良いのではないだろうかと感じました。

【福祉保健部 北原生活衛生課長】

今委員がおっしゃったように、ご覧いただいています「にいがた食の安全・安心基本計画」の中の4ページなのですが、6の「施策の視点と体系」というところで、条例においては、「食の安全・安心」を「食品等の安全性確保」、これが「安全」でございしますが、それと「安心」につきましては「食品等に対する消費者の信頼性確保」と定義しています。おっしゃるとおりです。

ですから本来こういうところをきちんと踏まえたときに、今委員がおっしゃったように私どものほうも質問項目については、今後これらの意味を充分理解した上で、より丁寧に回答者に対して配慮した質問項目とすべきであろうと思っている次第でございます。

今後これにつきましては、私どものほうで十分検討させていただきたいと思っています。ありがとうございました。

【村山会長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

はい、お願いします。

【山田委員】

今の件に関連するのですが、「安全」は、例えば放射能でいうと、数値が安全基準内であるというのが、客観的な先ほどおっしゃったとおりです。

「安心」というのは、私が感じるのはイメージというか、きわめて主観的なんですね。

これ首都圏のグラフを見ると、22年度以前は県内よりも首都圏のほうが新潟県の食の安全・安心に関しては非常に数値が高いのですが、福島事故以降、23年度ですか、この落ち込みというかギャップが非常に大きいですね。

首都圏でこうで、例えば関西や九州、特に九州の知人から言うと、やはりどうしても福島と新潟県は隣接県なので、特に新潟は米に代表されるように食の王国ですが、どうしても福島と同じように見られてしまう。

私は海外とも取引しているのですが、海外のほうからですと、東南アジアでは、「日本は

かろうじて九州あたりは良い」。

特に去年はそうだったのですが、もうヨーロッパくらいになりますと、「もう日本はちょっと厳しいな」ということです。

「安全」と「安心」というのを語呂合わせで一緒くたにしてしまうと、どうしても混乱してしまうので、やっぱり「安全」と「安心」というのは、これからは切り離してですね、「安全」はもうクリアできていると思うのですね。

だから「安心」の部分、これはイメージの部分があるので、そのこのところを首都圏でこの落ち込みでありますから、首都圏以外、関西圏とか九州圏から見ると、やはり新潟県は東北地方と見られていますので、今年度以降、もっこの「安心」をイメージというふうにとらえていくと、やはり新潟県のは隣接県であるが故に、数値がクリアしていてもやはり風評的な部分で控えるというふうには、人間ですからどうしてもなると思うのですね。

そこら辺の対策と、それから首都圏だけでなく、もう少し広域な形での海外も含めてイメージ戦略していただきたいなと思っています。

私も今月、新潟の水産物を特殊冷凍加工にして、第一便が7日に東京港を出まして中東のほうに向かいました。

3月に私も中東のほうにエンドユーザーさんの直接の声を聞いて、「新潟の水産物は安心だ」ということをアピールしていきたいと思うのですが、やはりそういうことをしないと。実際に食していただいて、安全でなおかつ安心だということをアピールしていかないと。

アピールが新潟県はまだ足りないかなというふうに感じています。

【村山会長】

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

じゃあ、私のほうからもう1点なのですが、先ほど長谷川委員からご指摘がありました。ここでいう4番ですね、食品に関する苦情を相談できる場所ということなのですが、計画の中の指標と施策との関連があまり明確じゃないのかなと思いました。

今後このところを上げていくということであれば、次期の計画の中では、指標と施策のリンクを明確にくっつけていく必要があるかなと思いました。コメントです。

もう1点ですが、分析の仕方として可能ならですが、首都圏も県民もそうなのですが、属性との関連、こういう属性の人は値が高い、例えば取組が十分に行われていると感じているし、こういう人は感じていないとかという属性との関連で分析は可能ですか。

されているかどうかと、今後可能かどうか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課 山内主任】

はい。こちらの意識調査の結果については、男女別、それから年代別にも集計をしておりますので、それらについて、何か傾向が読み取れるかどうか分析をしてみました。

その結果、まず男女による差でございますけど、成果指標の「食の安全確保の取組が十分と感じる住民の割合」につきましても、統計的な手法で、99%の信頼度をもって男女の差があるといえる部分が、平成 22 年の首都圏のデータです。十分と感じる人が、男性で 48.9%、女性で 56.5%というデータでございましたけど、ここは統計的にも差があると言っていると思います。

もう一つ、同じく首都圏の平成 23 年度のデータでございますけど、こちら男性のほうが 42.8%、女性が 54.1%という割合でして、こちらも差があると言えらると思います。

あと、統計的な信頼度が必ずしも高くないデータも全部含めて見ますと、見かけ上、やはり全体的に男性よりも女性のほうが十分と感じる割合が高いという傾向が読み取れました。

ただし、これがどうしてかと考えたとき、なかなか合理的な理由が見当たらないのかなという気がしております。

それから年代による差があるかどうかという分析でございますけど、こちらのほうは、先ほどの統計的な手法によって、99%の信頼度で年代差があると言えらる部分が少しあります。

例えば、平成 22 年度の県民のデータでけっこう差がありますし、また 20 年度の県民のデータでも差が認められたりしたのですが、年代については、調査年度によって年代の順位がバラバラ、逆転したり、同じ調査年度で県内データと首都圏データを比べたときに年代の順位が全然一致していないですとか、一定の年代が高めだとか低めだとかという傾向が読み取れなかったという結果でございました。

今のところ確認しているのは、そういった状況でございます。

【村山会長】

ありがとうございました。丁寧な分析をしていただきました。

女性のほうが、「取組が十分に行われている」と感じている人の割合が高いと。

逆に言うと男性のほうが低いと。そちらを上げていく必要があるということかもしれませんが、今後の参考になると思います。

それでは、次の報告に移ってよろしいでしょうか。

続きまして、報告 2 に移りたいと思います。県民アンケートの結果について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局 福祉保健部生活衛生課 山内主任】

それでは、県民アンケートの結果について説明いたします。

お手元の「平成 23 年度 第 4 回県民アンケート調査報告書」と書かれた冊子の 1 ページをご覧ください。

このアンケート結果をこの場で報告する趣旨としましては、今後の「にいがた食の安全・安心基本計画」の内容ですとか、進め方について検討する上で、このアンケートで得られたさまざまな県民意見が参考になると考えられるからでございます。

また、基本計画の取組の一事業として「新潟県版 HACCP 認定事業」の導入ということを検討しているところでございますが、現在この検討作業が放射性物質検査の優先などにより遅れている状況でございます。

このアンケートの実施により、検討作業の進捗につながるものというふうに考えております。

調査項目ですが、「食の安全に関する県民意識と食品事業者の認証制度について」というタイトルでございます。

調査目的を読み上げさせていただきますと、

「県は『にいがた食の安全・安心基本計画』及び『新潟県健康福祉ビジョン』に基づく事業の一つとして、高度な食品衛生管理の手法である HACCP（ハサップ）の考え方を取り入れた衛生管理を行っている食品加工施設等を県が認証する制度の創設に向けて準備を進めています。

今回のアンケート調査により、食の安全に関する県民意識や県認証制度のニーズなどを把握し、事業展開に活かしていきます。」

という目的でございます。

調査対象者は、住民基本台帳から無作為に抽出されたアンケート調査協力員という方々でございまして、288 人の方から回答をいただきました。

なお、男女や年代で偏りが生じないようにバランスよく抽出されています。

それでは 2 ページをご覧ください

最初に問 1 でございますが、食品の安全性に不安を感じている人がどれくらいいたかと言いますと、全体の約 75% という結果でございました。

次に 3 ページの問 2 でございますが、先ほど不安を感じていると答えた人の中で、具体的にどのようなことに不安を感じているかと言いますと、

3 番目の「放射性物質による汚染」が約 65% と最も多いという結果でございまして、次いで 1 番の「食品添加物の使用」が約 53%、その次に 11 番の「輸入食品」が約 42% という結果でございました。

次に 6 ページをご覧ください。

問 3 でございますが、加工食品を購入する際にどの表示事項を重視していますかという質問でございますが、

最も多かったのが、3 番の「原産地」の表示が 75% という結果でした。

次いで 6 番の「期限表示」が約 54%、

その次に 1 番の「価格」が約 48% という結果でございました。

次に 9 ページをご覧ください。

問 4 でございますが、安全な食品を製造するための衛生管理手法である HACCP の認知度でございますが、

「言葉も内容も知っている」という人が約 5% という結果であったのに対し、

「言葉も内容も知らない」という人が約 61% という結果でございました。

次に 11 ページをご覧ください。

問 5 でございますが、厚生労働省が HACCP の考え方を取り入れて牛乳などを製造している施設に承認を与えるという制度がございます。この制度の認知度でございますが、「知らない」という方が 84% にのぼりました。

次に 13 ページをご覧ください。

一つ飛んで問 7 でございますけど、食品の安全管理について、行政などの第三者機関による評価・認証を受けた食品を購入したいかどうかという質問なのですが、「購入したい」または「どちらかといえば購入したい」という方が合わせて約 70% という結果でございました。

次に 15 ページをご覧ください。

問 8 でございますが、食の安全・安心を確保するためのさまざまな取組を自主的に実践している事業者を新潟県が認証するという制度について、導入したほうがよいかどうかという質問なのですが、「導入したほうがよい」または「どちらかといえば導入したほうがよい」という人を合わせますと、77% という結果でございました。

次に 17 ページをご覧ください。

問 9 でございますが、先ほど「導入したほうがよい」と答えた人の中で、具体的にどのような取組を認証の対象にしたらよいかということをお聞きしました。

最も多かったのが、4 番の「賞味期限、原材料、添加物などの表示を正しく表示するための取組」が約 55% でございました。

次いで 2 番目の「HACCP の考え方に基づく高度な衛生管理の実践」が約 46%、

その次に 8 番の「製品の安全性などに関する情報の公開」が約 43% という結果でござい

ました。

次に 20 ページをご覧ください。

以降は、県の取組などに対するご意見・ご要望などを自由に記述できる部分でございます。

内容は多岐に渡っておりまして、食品添加物ですとか、放射能、農薬、輸入食品、地産地消、情報発信、こういったさまざまな分野に渡り、全部で 150 を超える意見が寄せられました。

簡単ではございますが、以上、県民アンケートの結果について説明させていただきました。

【村山会長】

ありがとうございました。

食の安全に関する県民意識と食品事業者の認証制度についての県民アンケートの結果でした。

この件につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

【浦上委員】

まず一つお伺いしたいのが、HACCP についてよく知っているという方が 5% くらいしかいらっしやらないわけですね。内容についてわかっているという人が。

それなのに最後のほうで HACCP の考え方に基づく衛生管理をしていけば、導入したほうが良いというのは、ちょっと矛盾するような気もするのですね。知らないことを評価しちゃっているという気がするのです。

その辺が、アンケートの取り方にちょっと問題がないのかなというのが一つ気になりましたがいかがでしょうか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課 山内主任】

はい。確かにちょっと矛盾するという感じを受けますけど、アンケートの冊子の 9 ページに HACCP の概要について簡単に書かせていただきました。

こちらをお読みいただいて、「HACCP というものがあるのですね。初めて知りました」というような自由意見も後ろのほうにございました。

そのように初めて知ったのだけれども、こういったものをどんどん推進していただきたいという方々が後ろの質問のところで HACCP を選択していただいたのかなと考えております。

【浦上委員】

わかりました。

もう一つお聞きしたいのが、これは消費者を対象に行っていらっしゃいますね。

ですが私は、HACCP はどちらかというとな事業者間になるんじゃないかと思っているんですね。

今、最初から最後まで一つの事業者で加工するという事は、まずあり得なくなってきましたので、要するに最後のところだけ HACCP をやったからといって、それにマークを付けて出すということは、川上もやってくれないと意味がないんですね。

安全でない原材料を引き受けて、一生懸命がんばっても仕方がない。

ということがありますので、こういう認証というのは事業者間で、例えば県がOKしてくれたんだったら安心してうちはそこから購入しようというふうにならないと僕は意味がないと思うのですね。

そういう意味で、どちらかと言えば、僕は事業者がこれを評価してくれるかどうかという辺りのほうが重要になってくるんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課 山内主任】

こちらのアンケートは、職業等は問わず抽出された方々が対象ですので、対象者の中には自由意見の書きぶりなどを見ると「この方は食品関連事業者の方かな」という方も若干はおられました。

確かに委員のおっしゃいますとおり HACCP というのは事業者にとってより重要な制度かと思えます。

これは推測ですが、新潟県では、保健所が毎年いろんな飲食店とか菓子製造業などに1人置かなければならない食品衛生責任者という方々を対象とした衛生講習会を開催しておりますので、そこでは HACCP に関する講習内容を入れてあります。

それを毎年繰り返し、繰り返しということでやっていますので、事業者間での HACCP の認知度というのは、これはアンケートを取って見ないことには何とも言えないのですが、かなり高いのではないかと考えております。

今回、消費者を多く含む層に対して HACCP の認知度をお聞きしたというのは、事業者の方々に HACCP を導入することを助言するうえでも、「メリットがあるのか」ということを今まで何度も事業者の方々から言われております。

もし、このアンケートで消費者が HACCP について認知度がすごく高く、すごく求めているというような結果が得られたということであれば、事業者に対し導入を推進するうえで心強い材料かなとは思ったのですが、今回は予想していたとおり、一般の方の認知度はかなり低いのだという結果が得られたということでございます。

【浦上委員】

ですから、例えば何か加工業をやっている方が、原材料を買うときに、購入先の内容を

見るということがかなり行われている、それがうるさくなってきているんですね。

そのときの助けになるようなものでなければ、あまり意味がないかなと。

最後のところの加工業者だけが HACCP を取りましたと言っても、それは事実上あり得ないことなんですね。川下の事業者が川上の事業者をきちんとした目で監視できていない限りは。

ところが実際問題、企業としては原材料の購入先まできちんと管理ができないですし、査察すると言っても大変になってくる。

それなので、ISO (22000) とか第三者機関が出てきていると思うのです。

そういう助けになるようなものでしたら、僕は非常に意味があるかなと思うのです。

その辺のところをちょっと考えて取り組んでいただきたいなと思います。お願いします。

【村山会長】

ありがとうございます。他に、はい。

【得丸委員】

前の夢おこし政策プランの対象と、この県民アンケートの調査の対象というのは全く別の対象ですか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課 山内主任】

全く別の対象者でございます。

県民アンケートにつきましては、食の分野に関わらず、さまざまな分野で年間数回行われているのですが、その年「県民アンケートにご協力いただけませんか」ということを無作為抽出した住民の方にはまずお手紙でご意向を伺います。

それに対して、「私、協力しますよ」という回答をいただいた方をアンケート協力員ということで、その年、数回アンケートをお願いするということでして、先ほどの夢おこし政策プランの対象者とは別になっております。

【得丸委員】

なぜかと言いますと、先ほどもご指摘があったのですが、夢おこし政策プランの中で食の安全に関する政策については約 50%強の人が、「県はよくやっている」と評価しているのだけれども、県民アンケートでは食品の安全性について 75%くらいの人が不安に思っている。

例えば、「県はよくやっている」と感じる人はどれくらい不安を感じているのか、それとも「県はよくやっている」と感じる人は不安が少ないなら、県の政策が評価されているということが感じられるだろうし、「県はよくやっている」と評価しているにもかかわらず不安を感じているとすれば、もう少し広報とか「安心なんですよ」という情報提供に力を入れなければならないのではないかなと思っております。

【村山会長】

これは同じ成果指標が県民アンケートに入っていないんですよ。

私も思ったのですが、今後県民アンケートをやるときに質問項目に成果指標を入れておくと、いろんなクロスの解析ができるのかなと思いました。

ありがとうございます。他にございますでしょうか。はい。

【城委員】

今回のアンケート、実は私も回答した中の一人なのですが、調査目的が「HACCP の認証をするような制度を考えているので、実際にこれを行うにあたってどう考えますか」というような趣旨だと思うのですが、先ほど浦上先生もおっしゃいましたが、HACCP 自体について、書いてはいるのだけど、理解していないという方がものすごく多いですよ。

その中でさらに詳しい中身として、こういう認証制度はどうかとか聞かれても、多分、一般の方は「何かやってくれるのだったら、やればいいんじゃないの、そのほうが安心だから」という気分で書かれると思うんですね。

ですので、これをまた参考にしながら、「県民の方が支持しているので、これに取り組むべきだ」と考えるのは実際には難しいんじゃないかと思いますので、それも少し考えていただいて、この結果をどう利用したらいいのかということをご検討いただければいいんじゃないかと思います。

【村山会長】

ありがとうございます。

これは施策4の「新潟県版 HACCP 認定事業」の検討という施策の中の一つの事業としてアンケートをやったということで、今、城委員がおっしゃったとおりだと思います。

他に何かご意見ございますでしょうか。はい、お願いします。

【山田委員】

その HACCP と ISO とそれから新潟県の食品衛生協会というのがございますでしょうか、そこで何かマークがありますよね、安全・安心の。

我々消費者からすると、その厳しさと言いますか、浦上先生にちょっとお聞きしたいのですが、ISO と HACCP と、事業者が取得するうえでどちらが厳しいのでしょうかね。

【浦上委員】

非常に難しい質問でもあるのですが、ISO の中には HACCP は組み込まれております。ですから HACCP プラスその前になる前提条件と言いますか、衛生管理の部分も含めないと ISO は取れない。

しかも会社としてのマネージメントの部分まで規制されてきます。

ですから社長が本気になってやっていないとダメだよというところまで含めていますから、ISO が取れていれば HACCP は取れているはずです。

ところが、私、ISO の審査員をやっている人達と会うことがあるのですが、はっきり言って審査員の質がバラバラです。

【山田委員】

そうですね。私も ISO の 9000 の審査員補なものですから、マネジメントシステムはわかるのですが、要するに私たち消費者は、さっきの新潟県食品衛生協会のマークがあると「それでいいや」と。今言ったように、ISO や HACCP のほうが基準がより厳しいですが、その差がわからない。

極端なことを言うと、例えばうちの家内が、コンビニのおにぎりは添加物が入っているのはわかっているのですが、まあ安心だと。いわゆるローソンとかセブンイレブンという大きな企業がやっている。

ところが小さな食堂が作っている、こんなこと言ったら申し訳ないのですが、おばちゃんも昔ながら作っているおにぎりは、不衛生でなかなかちょっと怖いというところがあるんですね。

その厳しさというか、グレードによって全然違ってくるんじゃないかと。

保健所の検査が飲食関係でも当然あると思うのですが、家内が見学でパン屋さんの工場だとか、食堂なんかに行ったとき、何でこれが許可できるのだらうと。

汚い前掛けのまま衛生状態が悪いというのは一目瞭然なのだけれども、許可されているから営業ができるのですが、より厳しい基準のものと、ただマークがあるからイージーにいいやと。

やっぱり一般庶民というのは、ただマークがあれば、ある程度安心という部分で、どうしてもイージーに判断してしまう部分があるんですね。

ただ、せっかく HACCP がこれだけ厳しい基準なんだということがわかれば、我々消費者はその基準でもって峻別できるんじゃないかなと思うんですね。

そのところをもうちょっときめ細かくやらないと、ただ「この基準ですよ」「このマークがあるからいいんですよ」となると、その差が我々消費者はわからないというところがあるような気がするのです。

【村山会長】

では、またご検討いただければと思います。

他には、よろしいでしょうか。

それでは次の議題に移りたいと思います。

続きまして「にいがた食の安全・安心基本計画」の現時点での成果等について、事務局から説明をお願いいたします。

【福祉保健部 北原生活衛生課長】

生活衛生課の北原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題1「にいがた食の安全・安心基本計画」の現時点の成果等について説明させていただきます。

別添資料の5ページをご覧くださいと思います。

最初に、現行計画の期間・目標・成果につきまして、確認の意味も込めて説明させていただきます。

計画の期間は、平成19年度から24年度までの6年間でございます。

計画の目標は「食の安全・安心の実現」としておりまして、先ほども申し上げましたがここでいう「食の安全・安心」とは、「にいがた食の安全・安心条例」第2条第1号により「食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保すること」と定義しています。

この目標の到達度を測る成果指標といたしまして、「新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合」と設定しています。

この成果指標を把握する方法といたしまして、先ほどの報告1でも申し上げましたとおり、新潟県「夢おこし」政策プラン推進のための意識調査により毎年把握しているところでございます。

成果指標の最新状況でございますが、先ほども申し上げましたとおり、平成23年においては、県内では24年目標を上回る55.1%となっており、首都圏では24年目標をやや下回る48.3%となっております。

指標の動向に関する推定原因につきましては、先ほど報告1と、また委員からのご意見をいただいたとおりでございます。

次に、基本計画で定めた34項目の取組指標の進捗状況を説明いたします。

現時点で24年目標を達成しているものが14項目ございます。

それぞれ詳しいものは次ページ以降に集計表がございます。

また、平成22年にこの基本計画を一部改訂した際に、4つの指標の目標を上方修正したところでございますが、この4つの指標につきましては、上方修正する前の目標を現時点で達成しているところでございます。

一方で、現時点で24年目標の半分以下の進捗率であるものが4項目ございます。

先ほど申しあげました各項目の状況は、6 ページ、7 ページの一覧表をご覧くださいと思います。

その表の中で、各項目の左側の指標番号のところに、今申しあげました 24 年度目標達成済みのものに関しましては◎をつけてございます。

それから、上方修正前の目標を達成済みの項目には○、半分以下の進捗率である項目には△の記号をつけてございます。

それでは資料 5 ページにお戻りいただきまして、「3 計画に基づく施策の取組状況」でございます。

基本計画に基づく基本的施策としまして 20 の施策、取組項目としては全部で 74 項目ございますが、これを掲げまして、取り組んでまいりました。

各項目の取組状況は、8 ページから 15 ページのとおりでございます。

これらの取組状況につきましては、毎年度このような形でとりまとめて、この審議会に報告いたしまして、委員のみなさま方からいただいたご指摘やご提案等を施策の改善につなげてまいりました。

その一例を申しあげます。

13 ページの「施策 11 県からの情報発信の強化」の「④食品販売店や飲食店を活用した消費者への情報提供」の欄を見ていただきますと、前回審議会でのご提案を受けまして、スーパーマーケットの店頭で買い物のお客様向けのパンフレット約 1,000 部を設置するという取組を早速実施させていただきました。

委員のお手元にカラーのパンフレットが置かれているかと思いますが、「カキフライとサラダのかんたんレシピと食中毒予防のきほん」、このようなパンフレットでございます。

それから、同じ 13 ページの施策 11「⑤出前講座等の講習会による情報提供」の欄を見ていただきますと、前回審議会での「出前講座の回数が目標に達していない」とのご指摘を受けました。そこで、新聞や機関誌を利用いたしまして、食の安全・安心出前講座の広報を実施したところでございます。

また、この出前講座のテーマの充実を図る観点から、食品の放射性物質検査に関するテーマにつきましても対応できるように準備したところでございます。

なお、この基本的施策の 20 施策は、「にいがた食の安全・安心条例」の第 10 条から第 22 条に規定された基本的施策に対応した内容となっております。

ちなみに条例の全文については、お手元の現行基本計画の 58 ページから 62 ページにかけて掲載していますので、ご参照いただければと思います。

以上、「にいがた食の安全・安心基本計画」の現時点の成果等につきまして説明させて

いただきました。

【村山会長】

ありがとうございました。

基本計画の現時点の成果や進捗状況などについてご報告いただきました。

この件につきましては、事前に事務局より各委員に資料が送付された際、審議の目的とポイントが示されていたかと思います。

現行の基本計画について、現時点における成果と課題を十分に審議し、その審議結果を25年度以降の新しい計画に活かすことが重要であると思いますので、それぞれのお立場から、現行計画について、この結果を踏まえて、思うところをご発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

【吉田委員】

私も途中から委員に入った関係もありまして聞きたいのですが、成果目標の50%というものがありますよね。

(別添資料)6ページが一番上にあるのですが、24年度で50%以上という数字が出ているのですが、前の資料(基本計画2ページ)を見ますと、その数字というのがいわゆる過半数が満足する数値だということで、最初に調べたら42%くらいだったから過半数とされたのが出発点かと。

それで、県内と首都圏と同じ50%になっているのですが、それは何か議論があったのでしょうか。同じで良いじゃないかとか。

例えば、県内であれば情報の伝わり方としては、媒体がありますからけっこう伝わりやすい。県外に出るとそういうところが下がりますよね。

そうしたときに、成果目標としては満足度になるかと思いますが、この間で既に達成しましたというあたりに目標を掲げたというのは意味があったのかなと。議論があったのかなと。

【村山会長】

基準値は計画策定の前のベースの値ですので、達成していなくて42%くらいだったということですね。

【吉田委員】

そうですね。そこからスタートして、その数値を元にしながら、当面は過半数の満足を目指すということで目標値を「50%以上」としてはいますが、その際に、県内・県外も含めて同じ数値を目標としたという意味が何かあったのかどうなのか。あえて差をつけなかったということであれば。

【福祉保健部 北原生活衛生課長】

この目標値を設定する際の私の記憶の中で申し訳ございませんが。

「にいがた食の安全・安心基本計画」の 58 ページをご覧いただきたいと思うのですが、「にいがた食の安全・安心条例」がございます。

この条例の目的の第1条でございますが、2行目から読ませていただきますと、「県が食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定め、」その次からでございます。

「もって県民の健康を保護すること並びに県民が安全で安心な食生活を享受でき」とあります。

これは、新潟県民の健康の保護とか、安全・安心な食生活の享受という、これが一つのポイントになっています。これが直接的には県民が感じる割合です。

それから、「及び安全で安心な食品等を消費者に提供できる新潟県を築くことを目的とする」とあります。「消費者に提供できる」ということは、新潟県は農業生産県でございますので、首都圏等いわゆる新潟県外に向けて生産物が消費地に出て行く。

そういう中で、より安全・安心な、「安全」と「安心」の言葉の用法的に）これはちょっと言い方が悪いというご指摘もございましたが、そういう食品を消費者に提供できる新潟県を築くということで、県内並びに県外の方々の感じていただける割合というものが、まずは同じレベルの50%で、というふうな決め方です。

県内も県外も変わらないのですよ、新潟県は生産県ですので、県内の方にもきちんとかういう認識を持っていただけるようにがんばる。県外にもやはり同じような取組のスタンスでやらなければならない。

そういうところから確かスタートしていると思います。

【吉田委員】

わかりました。

【村山会長】

それでは、他にございますでしょうか。

【得丸委員】

ちょっと教えていただきたいのですが、13 ページの施策 11 の⑤ですが、「出前講座等の講習会による情報提供」ということですが、全体として 78 回いろんな講習会を行ったのでしょけれど、うち出前講座は 8 回しかないのですが、その 78 回というのはどういうところで行っているのでしょうか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課 山内主任】

お答えします。

消費者等を対象とする講習会ということでは、全部を合わせると78回ということにして、そのうちの「県政出前講座」という、県民から「集会で県職員にこういう説明をしてもらいたい」と講師の出前を依頼されるんですね。それに対して講師を派遣しますという形を取ったものが「出前講座」として8回ございます。

その他の消費者等に対する講習というのはどういうものかと言いますと、例えば、保健所が主催して食の安全・安心に関する意見交換会等を複数回やっております。

これは「こういう意見交換会・講習会をやるので参加しませんか」と行政のほうから呼びかけて募るといったものです。

また、食生活改善推進員さんを対象としたようなほぼ定例化した講習会というのもあります。

そういったものは出前講座のカウントには入っていないという集計の仕方になっております。

出前講座という集計の仕方ですと数が少ないように見えるのですが、消費者等を対象としたものを全部合わせるとこれくらいの数になりますよという見方でございます。

【得丸委員】

ありがとうございます。

それで、先ほどから「安心」の取組について何度も出ていますが、県の自己評価としてはどうなのでしょう。

例えば、ホームページは47,000件くらいアクセスしている、出前講座は8回しかないとか、メールマガジンの登録者は1,000人弱だとか、トータルして、県側としては自己評価として、「がんばっているんだ」という感じなのか、その辺の率直なところをお聞かせいただければ。

まだ私がこれを全部読み込んでいなくて、それと先ほどのクロス集計というのがないので、なかなか判断しにくいところなのですが。

率直な手触りというところで教えていただければと思います。

【福祉保健部 北原生活衛生課長】

ホームページのアクセス数は約47,000件でございますが、一時は県のホームページのアクセス数ではトップを走っていたという状況もございます。

今また放射性物質の関係もございますので、どのような形で推移しているのか確たることは言えません。

あと、一つ私どもが悩んでいるところはメールマガジンの登録者数が伸び悩んでいると

いうことでございます。

スーパーマーケットでの店頭掲示板による情報提供ですが、県内のスーパーマーケット 206 店舗ということになります、ほとんどの大手スーパーマーケットさんに協力いただいているという状況でございます。

私どもも至るところでメルマガの登録など、「こういう形で情報発信していますよ」というところを宣伝しているわけですが、事業者の方においては、メルマガの発信が喜ばれていると聞いております。

というのは、1週間に1回で、内容も短い、そして今の話題が出ているということで、食品事業者につきましては「朝礼等で活用することが十分できますよ」というようなご意見もいただいているところです。

ただし、これが一般消費者になりますと、認知度がまだ低くて、私ども今後考えていかなければならないのかなと思っております。

【村山会長】

全体としては、どの辺は良くできていて、どの辺は課題があるというふうに考えていらっしゃるでしょうか。

【福祉保健部 北原生活衛生課長】

先ほど、ホームページのアクセス数が約 47,000 件と申し上げましたが、今、係のほうから平成 23 年度は1月末時点で 65,543 件ということで、目標を達成していると報告がございました。

ホームページのアクセス数は、特に去年の3月から放射性物質の検査を毎日のように更新して載せておりますし、今こちらにおります市内の各課の情報も私どものホームページからすべて飛ぶ、もしくは見ることができるというシステムをとっております。

みなさま方の今一番関心の高いところでございますので、そういう面ではホームページにつきましては、十分にご活用をいただいているのかなと。

ホームページについては、今後このような取組でみなさま方が一番求めている情報をホームページに載せて、それをPRしていく。この辺が一つの強みと考えております。

あと、先ほど申し上げましたように、消費者の方々にどのようにうまく伝えていくか。

先ほどの出前講座に代表されますように、この講座を活かしてみなさまに情報に接していただきたい、若しくはいろんな普段の思いを聞かせていただきたいというような、そういうところをいかに伝えていくかというのが、これからの課題なのかなと考えております。

【村山会長】

ありがとうございました。
それでは、他にございますでしょうか。

【城委員】

メールマガジンの登録者数が伸び悩んでいるということなのですが、前回の審議会のときに「ぜひ委員の先生方もどうぞ」と言われたので、私、登録して見るようにしたのですが、外部に配信自体を委託していらっしゃるんですよね。

そこから週に1回、本題のこのメールが来るのですが、それ以外のメールがすごくいっぱい来るんですよね。

ひょっとして中には、「これだったらやめようかな」と言われる方もけっこうおられるんじゃないかとちょっと感じたので、そこを何とかしていただけると、もうちょっとは増えるのではないかなと思います。

あと、メールはいろいろ貴重な情報を送ってくださるので良いのですが、今の時期だと、放射能の検査結果を知りたいということでホームページに飛ぶような形になっているのですが、主な概要だけでいいので、文中にパッと見て「安心できるんだね」と思えるような情報を書いていただけると。今週の検査結果ということで「何検体やって、こんな結果でした」と、本当に簡単でいいので、その場で解決できるようにしていただけると。

逆にそこに書くとホームページの閲覧回数が減るのかもしれないのですが、そういった形で少し改善をしていただくといいんじゃないかなという点もあります。

以上です。

【村山会長】

ありがとうございます。

他にどんどんいろんな意見をお聞きしたいと思います。時間も限られていますので、もう最後に近づいてきましたので、ぜひご発言をお願いしたいと思います。

【柳田委員】

よろしいでしょうか。

生産県として新潟米モニターの設置で20人という人数があります。

やはりお米は主産品ですので、東京なり関東圏とか利用が多い。

いろいろ放射能の関連で不安を抱えている方もいらっしゃると思いますが、この辺りをもう少し増やしていただいたほうが、今後の生産現場も利益が出ていくことじゃないのかなと感じましたので、発言させていただきました。

【村山会長】

コメントがありましたらお願いします。

【農林水産部 川口食品・流通課長】

食品・流通課の川口でございます。

消費者モニターにつきましては、首都圏の消費者の方々20名に委嘱しまして、定期的に新潟のお米を買っていただいて、評価していただくというような取組をしておりますので、費用もございますので、20名ということで今やらせていただいております。

来年度につきましては、このやり方についていろんなご意見もございますので、検討させていただきたいと考えております。

【村山会長】

ありがとうございます。

今日でこの議論は終わりというわけではなくて、引き続きになりますので、あとお一人くらいどなたかお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか……。はい。

【山田委員】

県民アンケート調査報告書の3ページを見ますと、やはり放射性物質による汚染が一番心配で、構成を見ますと、女性でなおかつ若い方々が非常に関心を持っているとのことなのですが。

県内産のみならず県外から来る農畜水産物、それから輸入品ですね、その放射能の検査をしてもらいたいとしたら、業者であれ、一般消費者であれ、県で検査機関があると思うのですが、そういうことを具体的にやっているのでしょうか。

【県民生活・環境部 鈴木消費者行政課長】

消費者行政課の鈴木でございます。

私どものほうでは、消費者が持ち込む食材ということで、前回の審議会のときにも先生方からご意見をいただいたと思いますけど、県内の上・中・下越3箇所には消費者が自分で検査をしたいという食材を持ち込み、検査する場所を整備したところでございます。

昨日から新潟と長岡につきましては予約を受け付けておりまして、上越は1週間後、22日からになりますが、2月22日からは新潟と長岡では検査をしたいと思っております。

県ではいろんな場面で流通食品の検査をやっておりますけど、その中で、消費者がこれを調べたいというものを自ら持って来ていただければ、無料で検査をするということをやっております。

消費者が、ということですので、事業者であれば、事業者の責任の中で消費者に安全なものを提供するということだと思いますので、事業者は事業者の立場でもって、きちんと検査していただければと思いますけど、消費者につきましては、そういった体制を作ったところでございます。

【山田委員】

事業者が仮にそこへ持っていった場合、それは有料になるのですか。

【県民生活・環境部 鈴木消費者行政課長】

基本的には事業者が持ち込むものは対象としておりません。

【村山会長】

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

まだまだたくさんご意見あろうかと思えますけど、時間に限りがございますので、この議論につきましては、平成 25 年度以降の計画の策定の中で、またこれを振り返りながら、策定していくことになろうかと思えます。

私からのお願いとしては、ぜひこの評価の結果をまとめた形で県民に公表できるようにしていただけるとありがたいと思えますので、よろしくお願いします。

それでは、今日のご意見を基本計画の今後の運営等に活かしていただければと思います。

委員のみなさまにおかれましては、もしご意見がございましたら、引き続き生活衛生課のほうまでお寄せいただければということです。

お手元に意見記入用紙がございますので、そちらに記入の上、お申し出くださいということです。

それでは、本日予定していた報告及び議題は以上となりますけど、その他にみなさまから何かございますでしょうか。

はい、お願いします。

【高内委員】

3.11 以降、やはり食品についての安全・安心の最大関心事が、どうしても放射性物質による食品汚染というところにウェイトがかなりかかっていると思えます。

ここで扱うものについては、ここにある通り、非常に幅が広いです。

そのどれもが大切なものだということは非常によくわかるのですが、やはりこの事態を受けまして、全部対等に、全部均一に推進ということだと、正直、時間もスタッフも予算も限られている中で、効果を若干上げにくくなってくのではないかと思われます。

なので、次の計画期間についてずっととは言いませんが、当面はやはり今申し上げた点について、できる限りウェイトを上げるような形でやっていただくことが、みなさま方が

目指していच्छやる「食の安全・安心」というところへの効果をより高めると思います。

メールマガジンもありますし、スーパーの店頭掲示板などもありますけど、正直、こういう厳しい社会情勢の中で消費者はやっぱり時間がない方も多いです。

食の安全・安心について十分に時間をかけにくい方の中には、ちょっと暴言かも知れませんが、とにかく食べられればいい、それに近い方もいらっしゃるわけではないわけではありません。

そういう方も含めて、先ほどから議論している 50%以上はクリアしていますが、これは 100%に限りなく近づきたい数値ですよ。

そこを上げていこうとしたときに、やはり正確な情報提供、わかりやすい情報提供が必要です。例えば放射性物質だって半減期とかいろいろありますよね。

こういったものは、関心を持っていらっしゃる方は自ら情報を得ようとしています。

ですけど、忙しい方はやはりイメージの世界で、どうしても何となく怖いもので片付けがちです。

その部分に対して、どういうふうにアプローチしたら伝わりやすくなるのか、イメージの部分について何ができるのか、それについてできる限り短いスパンで取組をしていただけるといいんじゃないかなと非常に強く感じております。

ありがとうございました。

【村山会長】

ありがとうございました。

他によろしいでしょうか。

それでは事務局から何かございますでしょうか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課 山内主任】

特にございません。

【村山会長】

それではこれで、審議会の議長としての任を終了させていただきたいと思えます。

長時間にわたり議事進行にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

【事務局 福祉保健部生活衛生課 湯本副参事】

村山会長、大変ありがとうございました。

委員の皆さまにおかれましても、長時間にわたりご審議いただき大変ありがとうございました。

県といたしましては、ここに参加している食の安全・安心戦略会議の各課を中心に、全庁をあげて、食の安全・安心の確保に努めていきたいと考えております。

何かお気づきの点がございましたら、いつでも事務局までご意見等いただければ幸いです。

これをもちまして、「第10回にいがた食の安全・安心審議会」を閉会といたします。

本日は大変ありがとうございました。